



●就学支援金等及び授業料等軽減制度について（平成27年度参考）

1. このような制度です。

(1) 高等学校等就学支援金等制度について

広島県内の私立高等学校等に在学する生徒の皆さんの授業料等について、保護者の皆さんの収入状況に応じて、国がその一部を負担し、家庭の教育負担を軽減する制度です。また、平成26年度から「奨学のための給付」が新たにスタートしました。これは生活保護受給世帯及び市町村民税所得割額が非課税世帯の保護者の皆さんに就学支援金とは別に、授業料以外の教育費相当額を支援する制度です。

(2) 授業料等軽減制度について

広島県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者の皆さんのうちで、経済的理由により学資負担が困難な人を対象として、学校が授業料や入学時納入金を軽減する制度です。

2. 対象となるのは次の通りです。

高等学校等就学支援金等及び授業料等軽減を受けることができるのは、生徒の保護者の皆さんの市町村民税所得割額が次の表に該当する場合です。（なお、就学支援金や授業料等軽減は、通学されている私立高等学校等が代理受領し、授業料に充当する制度となっています。よって、保護者の皆さんには、就学支援金や授業料等軽減の額を授業料から控除した額を負担していただくようになります。）

平成27年度就学支援金及び授業料等軽減制度（月額納付金一覧）

（単位：円）

内 訳	対象外者	授業料軽減制度対象者					※兄弟姉妹 (瀬戸内学園)
	市町村民税所得割額の合算 304,200円以上	市町村民税所得割額の合算 154,500円以上 304,200円未満	市町村民税所得割額の合算 51,300円以上 154,500円未満	市町村民税所得割額の合算 100円以上 51,300円未満	市町村民税所得割額が非課税 (生活保護受給世帯を含む)	所得制限なし (対象外者の ケース)	
授 業 料	授 業 料	32,100	32,100	32,100	32,100	32,100	16,050
	就学支援金 ( 国 )	0	▲9,900	▲14,850	▲19,800	▲24,750	0
	授業料軽減 ( 県 )	0	0	0	▲1,600	▲7,350	0
	計	32,100	22,200	17,250	10,700	0	16,050

※兄弟姉妹で(学)瀬戸内学園（広島桜が丘高等学校・広島県瀬戸内高等学校）に在籍した場合、在籍する長兄、長姉の授業料の半額（16,050円）が免除されます。